

## 三島市スマートシティ推進協議会規約

(名称)

第1条 本会は、三島市スマートシティ推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、三島市（以下「市」という。）において、産官学民団体が保有するデータを適正かつ効果的に利活用することによって、市の地域課題の解決を図るスマートシティの構築に一体となって取り組むことにより、活力にあふれ、創造性豊かなまちを実現することを目的とする。

(活動内容)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を連携して行う。

- (1) 前条に賛同する産官学民団体（以下「会員」という。）が相互に情報交換や共有を行うこと。
- (2) スマートシティの実現に向けた実証事業の推進に関すること。
- (3) 市民への普及、啓発に関すること。
- (4) その他前条の目的を達成するために必要なこと。

(会員)

第4条 協議会は、目的に賛同する企業、団体、地方公共団体等の会員により組織する。

- 2 協議会に入会しようとする者は、入会申込書を会長宛てに提出しなければならない。
- 3 協議会を退会しようとする会員は、書面により会長宛てに届け出るものとする。
- 4 会員が本規約に違反したとき、協議会の名誉を毀損する行為があったとき又はその他協議会の運営に当たって重大な支障が生じると認められたときは、会長は当該会員を除名することができる。

(会長)

第5条 協議会の会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 会長は、三島市長をもって充てる。

(アドバイザー)

第6条 協議会は、専門的知識を有する者をアドバイザーとして置くことができる。

(オブザーバー)

第7条 協議会は、必要に応じて意見を求めるために、オブザーバーを置くことができる。

(総会)

第8条 総会は、会長が招集する。

- 2 総会は、会員、事務局、アドバイザー及びオブザーバーが参加可能とする。
- 3 総会においては、会長が議長となる。ただし、欠席の場合は、あらかじめ会長が指名する者が議長となる。
- 4 総会は、協議会の運営に関する重要事項について審議する。
- 5 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(幹事会)

第9条 協議会の円滑な運営に関して必要な調整等を行うため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、会員の中から会長が指名する者で構成する。

(部会)

第10条 活動の必要に応じて、協議会に部会を置くことができる。

- 2 部会は、特定の事項の調査、検討等を行う。
- 3 部会の構成員は、会員又は会員の推薦を受けた者をもって充てる。
- 4 必要に応じて、部会の会務を総括するため部会長1名を置くことができる。

(事務局)

第11条 協議会の事務を処理するため、事務局を三島市企画戦略部広報情報課デジタル戦略室に置く。

(秘密保持)

第12条 協議会の会員は、協議会において知り得た活動内容または他の会員（以下「開示者」という。）に関する一切の事項を、開示者に無断で第三者に開示又は漏えい等してはならない。

(その他)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、協議会の設立の日（令和2年8月17日）から施行する。